

道路占用工事等掘削復旧仕様書

大和市

道路管理課

令和5年10月

目 次

第一章 総 則	1
第二章 掘 削	6
第三章 埋戻し	7
第四章 仮復旧	8
第五章 本復旧	9
復旧範囲算定基準	10
(1) 復旧断面図	11
(2) 復旧平面図	12
(3) 規制箇所復旧算定基準	15
(4) 舗装本復旧範囲	16
舗装構成図	道路舗装構成区分図（大和市公開型地図情報サービス）参照

第一章 総 則

1. 適用範囲

- (1) この仕様書は、道路管理者(大和市長)が管理する道路(道路予定地を含む)において、道路占用等許可申請書で施工する工事に関する一般的事項を示すものである。
- (2) 申請者の施工は、すべてこの仕様書並びに道路占用等許可申請書添付図面等に基づき施工すること。
- (3) この仕様書の外に、道路管理者が必要と認めた場合は、特別な条件を付加することがある。

2. 工事の指示

- (1) 仕様書及び添付図面によりがたい場合が生じた時は、その旨を道路管理者に届け出て指示を受けること。

3. 工 期

- (1) 工事は、指示された工期内に完了すること。
ただし、やむを得ない事情により工期内に完成しない時は、事前に理由書を添えて道路占用等許可申請(変更)を申請すること。

4. 完成届

- (1) 工事が完成したときは、占用物、土被り、復旧方法等の工事写真と位置図、竣工図面と共に完成後10日以内に完成届を提出すること。

5. 工事の実施

- (1) 工事施工にあたり、所轄警察署長の道路使用許可をとり、所轄消防署長に工事の届出をすること。
- (2) 付近住民に工事のPRを徹底すること。
- (3) 工事前日までに道路管理者へ着手日を連絡すること。
- (4) 工事着手前に試験掘等による調査を行い、他の占用物件の支障にならないようにすること。

- (5) 所轄警察署長から指示された、交通規制の内容及び条件を守り、工事箇所には工事標示板、お願い板、規制標識、バリケード及び夜間注意灯等の危険防止設備を設け、交通上支障のないようにし、工事用材料や残土等を道路に置かないこと。
- (6) 現場に常時、道路占用等許可書または回答書を携帯し、市係員の請求に何時でも提示できるようにすること。
- (7) 舗装道の掘削にはカッターを使用すること。
- (8) 掘削幅は、最低50cmとする。
- (9) 埋設物の土被りは、舗装厚+30cmとする。ただし、60cm以下にはしないこと。また、120cm以上となる場合には別途協議すること。
- (10) 占用埋設物にはテープ等に名称、管理者、埋設年を記入し概ね2.0m間隔で明示すること。ただし、これによりがたい場合は別途協議すること。
- (11) 工事の保安施設については、所轄警察署長の指示を守ること。
- (12) 他の工事と競合する場合は、当該事業管理者との連絡を行いその措置を講ずること。
- (13) 工事施工中は常に熟練した交通整理員を配置し、交通量の多い場所では信号機による円滑で安全な交通を確保すること。
- (14) 居住者及び土地所有者の出入り口等に支障のないように十分配慮すること。
- (15) バス路線を工事する場合には、バス事業者（コミバスを含む）と協議すること。
- (16) 埋戻し、舗装に当たっては、環境等を考慮し、再生アスファルト合材、再生路盤材を積極的に使用するよう努めること。

6. 道路境界杭及び基準点

- (1) 測量標が設置されている場所及びその周辺において、測量標の効用を害する恐れのある行為を施工する者は、大和市測量標近接工事等届出書を、あらかじめ道路管理者に届け出ること。測量標の一時撤去、移転又は廃止作業をし、測量標の原状回復又は移転作業が完了したときには、速やかに大和市測量標近接工事等完了届出書を道路管理者に提出、検査を受けること。また、施工により測量標をき損その他その効用を害することのないように必要な措置を講じること。

7. 道路付属物の移設

- (1) 工事施工に伴い街路樹、ガードレール、道路照明灯等の施設及びその他の道路付属物を移設する必要がある場合は、道路管理者の承認を受けてから施工すること。

8. 工事現場管理

- (1) 工事施工中は、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めること。
- (2) 工事現場が隣接する場合、他の工事と競合する場合には、常に道路占有者は相互協調して紛争を起こさないようにしなければならない。
- (3) 工事施工中下記の行為をしてはならない。
 - (イ) 道路構造に影響をおよぼす行為
 - (ロ) 円滑で安全な道路交通をさまたげる行為
 - (ハ) 騒音等、特に公衆に迷惑をおよぼす行為
- (4) 工事現場の整理整頓、風紀衛生並びに火災盗難等に対して十分注意を払うこと。
- (5) 工事施工前及び工事中は、必要のつど工事の内容を地域住民や通行者に周知徹底させ協力を得るように努めること。

9. 写真撮影

- (1) 道路占有者は、工事着手前における現場の状況、並びに完成後外部から明視できない箇所、特に土被り、掘削幅、埋戻し（20cm毎）、舗装（一層毎）等の重要な段階の工事状況写真（工事施工、工事出来形）を撮影し本復旧完了後に提出すること。

10. 事故対策

- (1) 工事施工中は、事故防止に万全を期するとともに、万一事故が発生した場合における対策を講じておくこと。
- (2) 事故が発生した場合は、ただちに道路管理者、関係官公署及び関係企業者に連絡し、その指示に従うこと。

11. 保安

- (1) 工事施工中は、常に熟練した交通整理員を配置し保安要員を巡視させ、円滑で安全な道路の交通を確保すること。
- (2) 保安施設の配置については、「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」（神奈川県）に準拠して実施すること。
尚、保安施設については、所轄警察署長の指示を受けること。

12. 検査

- (1) 道路管理者は、必要に応じて下記の検査を行う。
 - (イ) 路床の埋戻し状況
 - (ロ) 上層、下層路盤の状況
 - (ハ) 構造物の基礎等の状況
- (2) 検査の際に指摘された箇所の手直しはただちに行い、再検査を受けなければならない。
- (3) 検査の方法等は、そのつど指示する。

1 3. 第三者に対する責任

- (1) 占有者の工事若しくは、占有物件に起因して、第三者に損害を与えた場合、又は第三者と紛争を生じた場合は、占有者の責任において解決すること。

1 4. 瑕疵担保期間及び存続期間

- (1) 瑕疵担保期間については、下記のとおりとする。

- ・ 舗装道及び構造物 2年間
- ・ 砂利道 6ヶ月間

- (2) 瑕疵担保期間満了後に、占有者の施工した工事の瑕疵が原因で、道路施設等が損傷したとき、及びその損傷で第三者に損傷を与えたときは、占有者の負担により補修及び解決をすること。

1 5. 掘削規制期間

- (1) A S、C O舗装道

- ・ 高級、中級舗装道 工事竣工後3年間
- ・ 簡易舗装道 工事竣工後1年間
- ・ コンクリート舗装道 工事竣工後5年間

規制期間は、完了届が提出された月から起算する。

例) 高級舗装：令和4年11月15日完了届提出→令和7年11月末まで

- (2) 規制箇所の復旧範囲は、別紙復旧範囲算定基準による。

1 6. その他

- (1) 道路管理者が必要と認めたときは、工事方法又は条件の変更をすることがある。
- (2) この仕様書についての疑義及びこれによりがたい事項については、道路管理者の指示を受けること。
- (3) この仕様書のほか、大和市道路占用料徴収条例、大和市道路占用規則とその他関係法令等を厳守すること。

第二章 掘削

1. 取り壊し

- (1) 路面及び構造物の取り壊しについては、道路占用申請（協議）書添付図面に基づく位置とする。
- (2) 既設舗装の切断は、コンクリートカッター等で直線、または路面に別紙復旧範囲算定基準に定められた角度で行うこと。

2. 残土の搬出

- (1) 舗装残塊及び路床の掘削残土は、ただちに工事現場から搬出するものとし、歩車道に堆積、小割してはならない。
- (2) 土砂運搬車の荷台には、シートをかける等の処置をし、運搬中土砂を撒き散らさないよう留意しなければならない。
- (3) 路面を汚した場合は、ただちに清掃しなければならない。

3. 掘削

- (1) 掘削は、布掘り又は壺掘り若しくは推進工法とし、えぐり掘りは行わないこと。
- (2) 掘削面積は、当日中に復旧可能な範囲とする。
- (3) 掘削深さが1.5mを超した場合は山留めを行い、写真で確認できるようにすること。
- (4) 側溝及び暗渠等の伏越しについては、押込工法にて施工し、「タヌキ堀」は行わないこと。
- (5) 家屋の軒先に接近して掘削する場合は、居住者の出入りを防げないように必要な措置を講ずること。

4. 特殊工法

- (1) 特殊な工法を用いる場合は、事前に道路管理者の承認を受けなければならない。

第三章 埋 戻 し

1. 埋戻し時期

(1) 掘削跡の埋戻しは、掘削当日中に完了しなければならない。

ただし、工事の都合上これができない場合は、交通の安全及び道路の保安上必要な措置を施したうえ、できるだけ速やかに埋戻しを行うこと。

2. 埋戻し方法及び材料

(1) 埋戻しは、一層仕上厚20cm以下とし、転圧についてはランマーその他の適当な締固め機械で十分に行うこと。

(2) 埋戻し材料は下記のとおりとする。

規格等 材料	品 名	品 質 管 理
砂	砂 砕石ダスト 再生砂（RC-10）	再生砂（RC-10）と同等 若しくは同等以上
改良土	石灰処理土	設計CBR 6以上

(3) 地下水、湧水等のあるところでは、埋戻し先立ち、水の処理を行ったうえで埋戻しをしなければならない。

第四章 仮復旧

1. 仮復旧の構造等

- (1) 仮復旧は埋戻し完了後、直ちに交通開放するために施工する。
- (2) アスファルト仮復旧に使用するアスファルト合材は加熱合材とする。なお、常温合材を使用する場合は、加熱合材と同程度の強度を有するものに限り、かつ道路管理者の承認を事前に得ること。

2. 仮復旧部分の維持管理

- (1) 仮復旧部分の本復旧に着手するまでの間、交通の円滑を図るために、下記の事項を遵守しなければならない。
 - (イ) 常に巡視し、路盤の沈下、表層の剥離、その他不良箇所を発見したときは、直ちに手直しを行うこと。
 - (ロ) 道路管理者が手直しを指示した場合には、直ちにこれに従わなければならない。

3. 路面表示

- (1) 道路の路面表示は、交通規制と交通安全確保のため必要なものなので、仮復旧であっても、ペイント等で原型に復元すること。

第五章 本復旧

1. 本復旧の方法

- (1) アスファルト舗装、歩道舗装、ブロック歩道舗装道、砂利道、舗装先行道の復旧については、別紙復旧範囲算定基準に定めるほか、関係法令等に基づき施工すること。
- (2))都市計画道路、幹線道路、バスが通行する道路及び交通量が多い道路のアスファルト舗装の復旧については、振動等の原因にならないような復旧方法（ダイヤカット等）を検討すること。
- (3) コンクリート舗装道の復旧については、目地単位とし別紙復旧範囲算定基準に定めるほか、関係法令等に基づき施工すること。
- (4) As 舗装の本復旧は、As 密粒度を As 再生密粒度に、As 粗粒度を As 再生粗粒度に、As 安定処理を As 再生安定処理に替えることが出来る。
ただし、TA（等値換算厚）が 26.3 以上の箇所の表層は、替えることができない。

2. 復旧範囲の算定

- (1) 本復旧の範囲は、別紙復旧範囲算定基準によるものとする。
ただし、道路の状況等から算定基準によりがたい場合は、道路管理者の指示に従うものとする。

3. 本復旧の時期

- (1) 本復旧は、仮復旧完了後 1 ヶ月以内に施工すること。
ただし、これによりがたい場合は、別途協議すること。

4. 路面表示

- (1) 復旧工事完了後は、速やかに既設の区画線及び道路表示を溶融式により施工し、標識類についても原型に復旧すること。

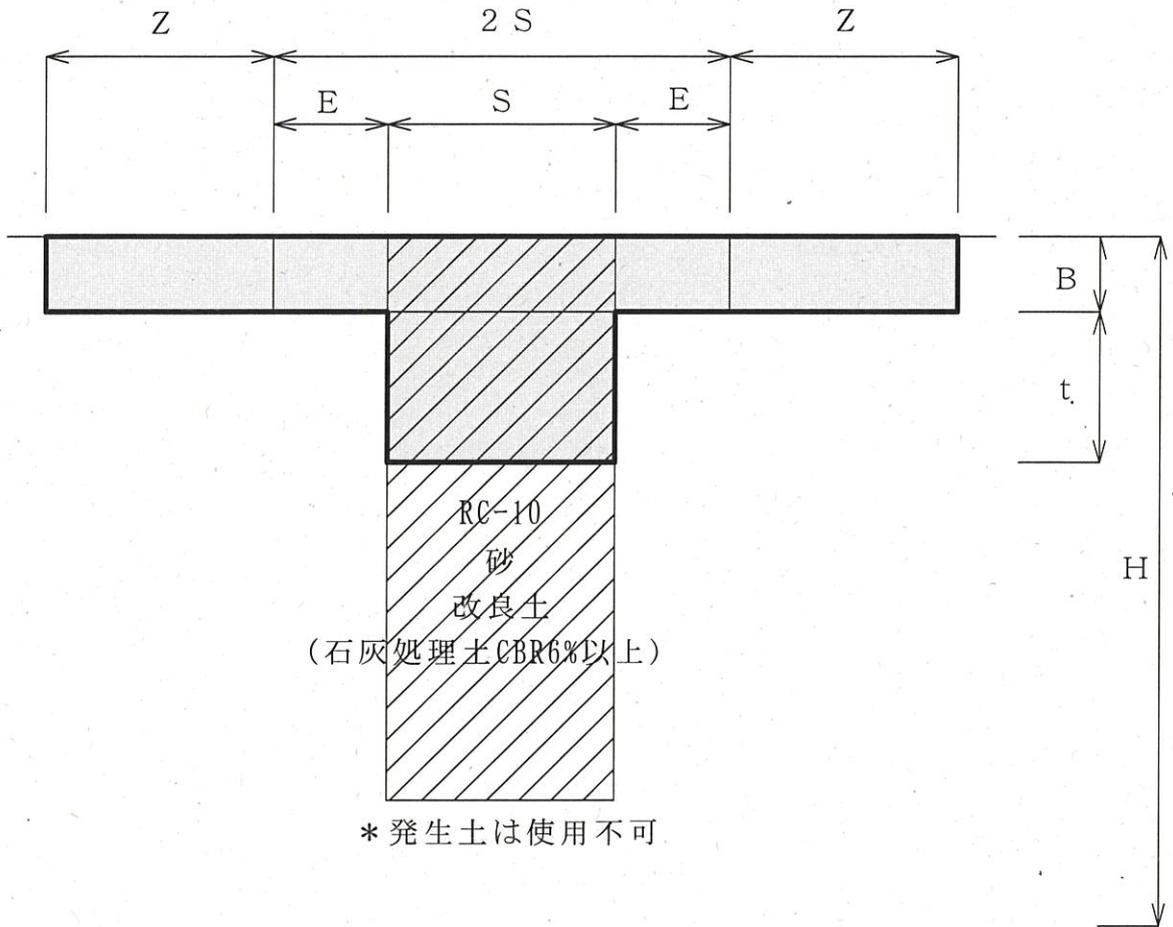
5. 完成届

- (1) 工事が完了したときは、10 日以内に完成届を提出のこと。

別紙

復旧範囲算定基準

(1) 復旧断面図



$2S$: 復旧幅

S : 掘削幅 (0.5 m以上)

H : 土被り (0.6 m以上、かつ舗装厚 + 0.3 m以上)

B : 舗装厚

t : 路盤厚

E : 影響幅 ($S/2$)

Z : 絶縁線までの距離を 1.2 mとし基層、表層のみ一括復旧



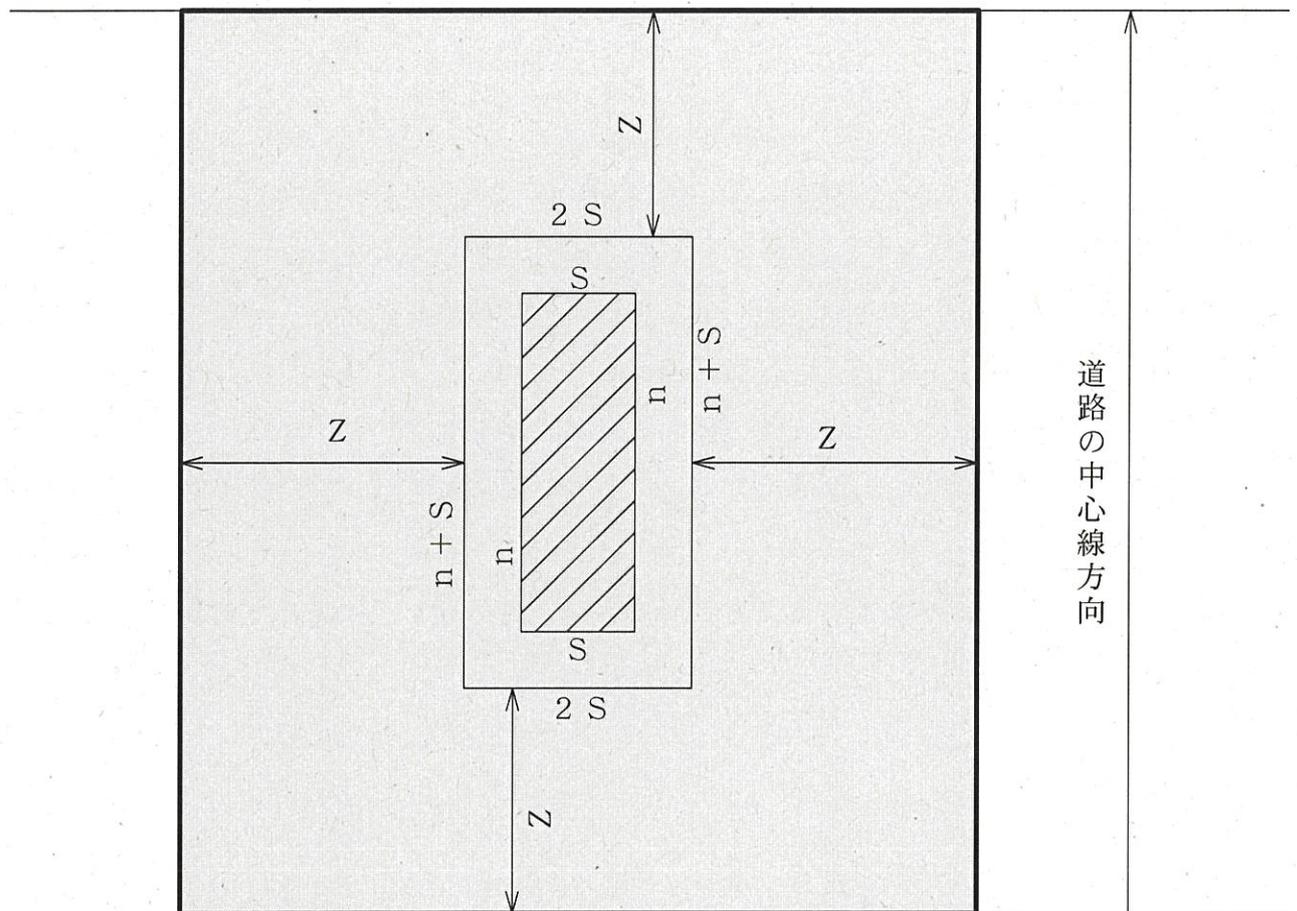
掘削面積



本復旧面積

(2) 復旧平面図

・横断掘削



復旧面積（A）は掘削幅（S）に影響幅（ $S/2 \times 2$ ）と、必要により絶縁線までの距離（Z）を加えたものとし、標準的には次の式により算定する。また道路の中心線には絶縁線とする。ただし、復旧面積以外の既存舗装に損傷（亀裂、落込み、平坦性障害等）があれば、復旧面積に含めることができる。

$$A = (Z + 2S + Z) \times (Z + n + S + Z)$$

A：復旧面積

2S：復旧幅

S：掘削幅（0.5m以上）

n：掘削長

Z：絶縁線（1.2m）

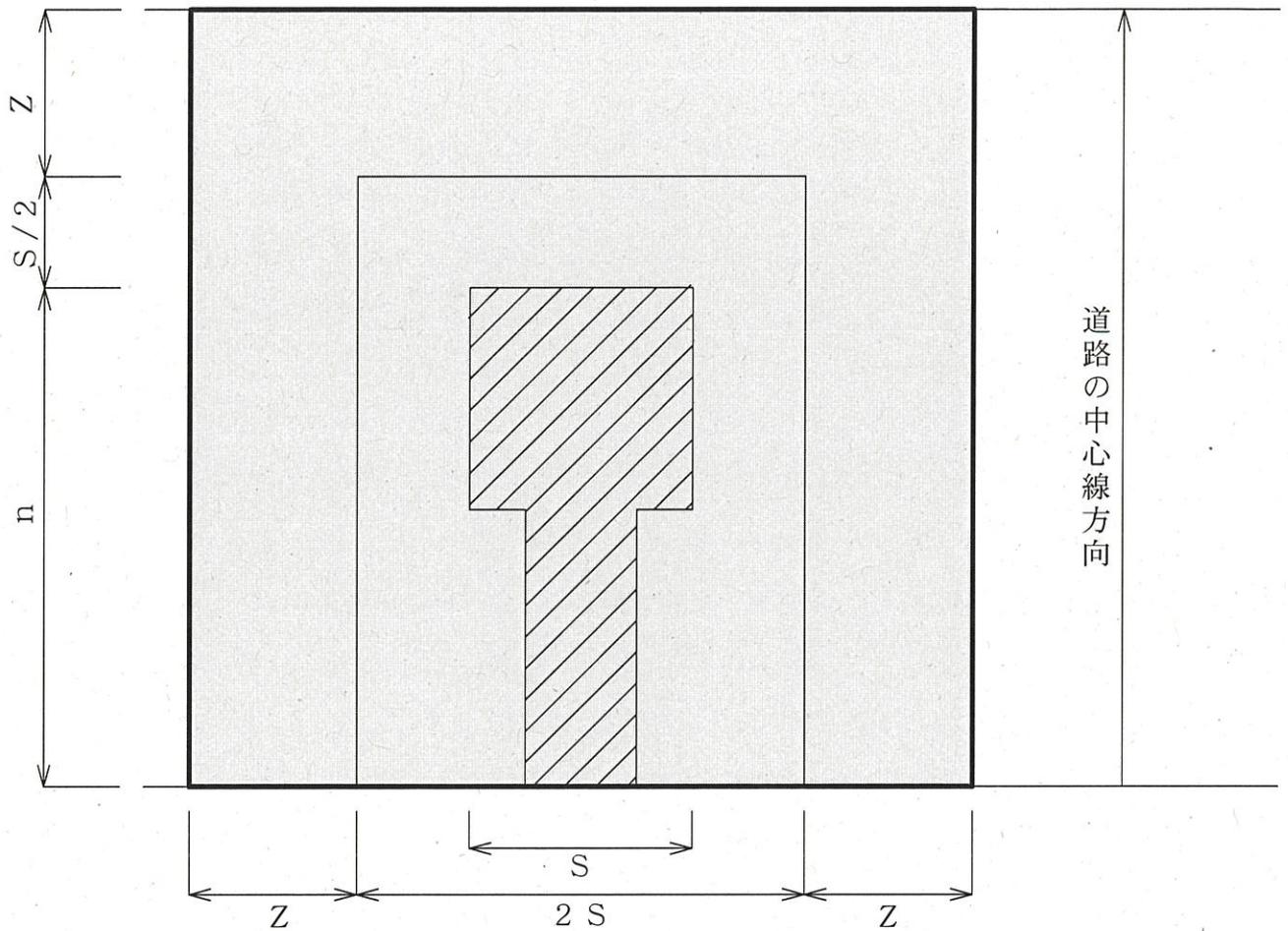


掘削面積



舗装本復旧面積

・横断掘削



復旧面積（A）は掘削幅（S）に影響幅（ $S/2 \times 2$ ）と、必要により絶縁線までの距離（Z）を加えたものとし、標準的には次の式により算定する。また道路の中心線には絶縁線とする。ただし、復旧面積以外の既存舗装に損傷（亀裂、落込み、平坦性障害等）があれば、復旧面積に含めることができる。

$$A = (Z + 2S + Z) \times (n + S/2 + Z)$$

A：復旧面積

2S：復旧幅

S：掘削幅（0.5m以上）

n：掘削長

Z：絶縁線（1.2m）

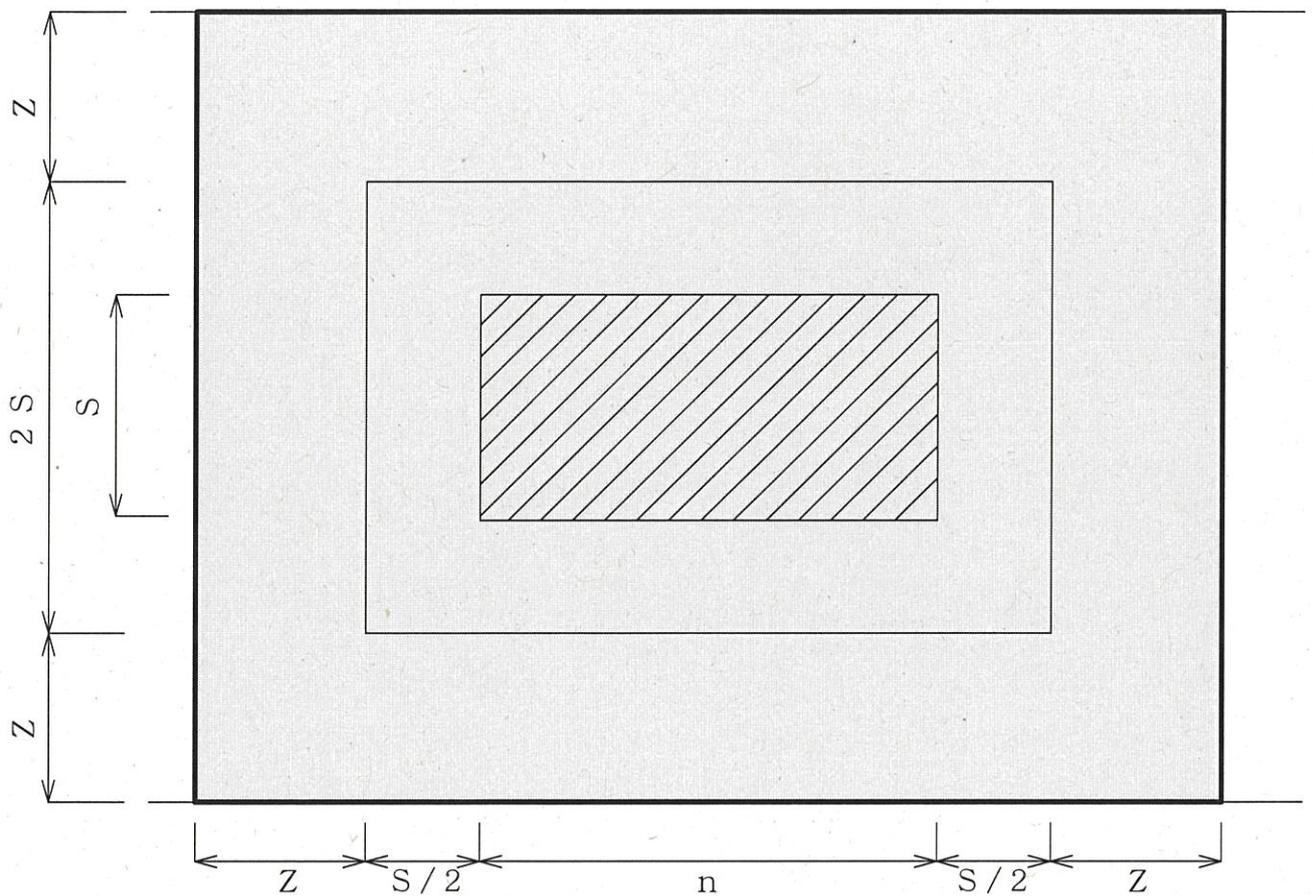


掘削面積



舗装本復旧面積

・縦断掘削



復旧面積（A）は掘削幅（S）に影響幅（ $S/2 \times 2$ ）と、必要により絶縁線までの距離（Z）を加えたものとし、標準的には次の式により算定する。また道路の中心線には絶縁線とする。ただし、復旧面積以外の既存舗装に損傷（亀裂、落込み、平坦性障害等）があれば、復旧面積に含めることができる。

$$A = (Z + 2S + Z) \times (Z + S/2 + n + S/2 + Z)$$

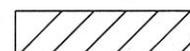
A：復旧面積

2S：復旧幅

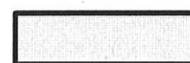
S：掘削幅（0.5m以上）

n：掘削長

Z：絶縁線（1.2m）



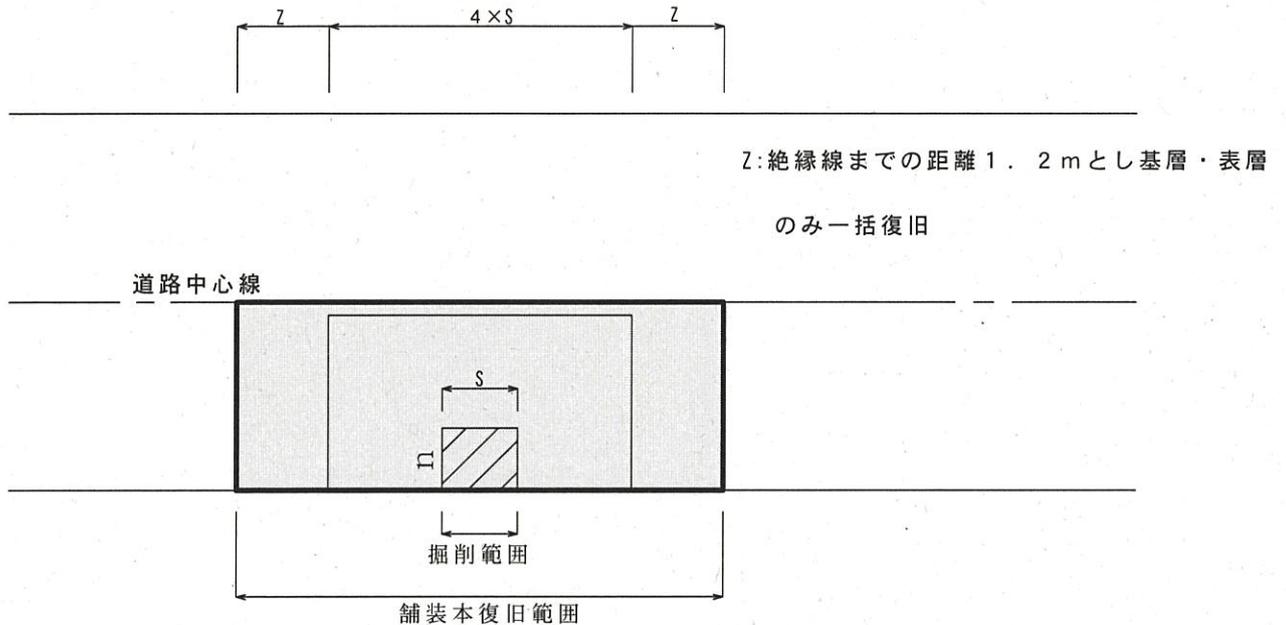
掘削面積



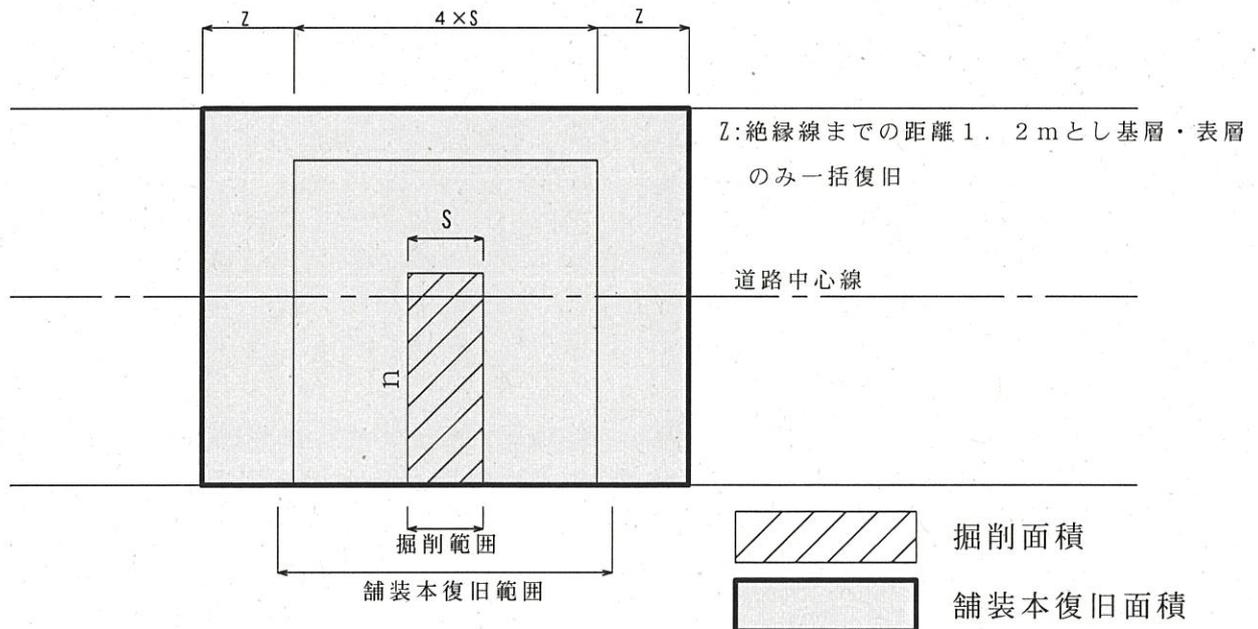
舗装本復旧面積

(3) 規制個所復旧算定基準

- ・ 舗装幅員が 4 m を超えない場合 全幅復旧
- ・ 舗装復旧範囲が道路中心線を超えない場合 半幅復旧



- ・ 舗装復旧範囲が道路中心線を超える場合 全幅復旧



(1) 高級、中級舗装で工事竣工後 1 年未満と、簡易舗装で 6 か月未満の場合

- ・ 舗装復旧面積 $A = (Z + 4 \times S + Z) \times$ 舗装幅員の全幅または半幅
- ・ (掘削長 + 1.5 × S) が道路中心線を超えない場合は舗装幅員の半幅とする。
- ・ 前の条件に該当しない場合は全幅とする。

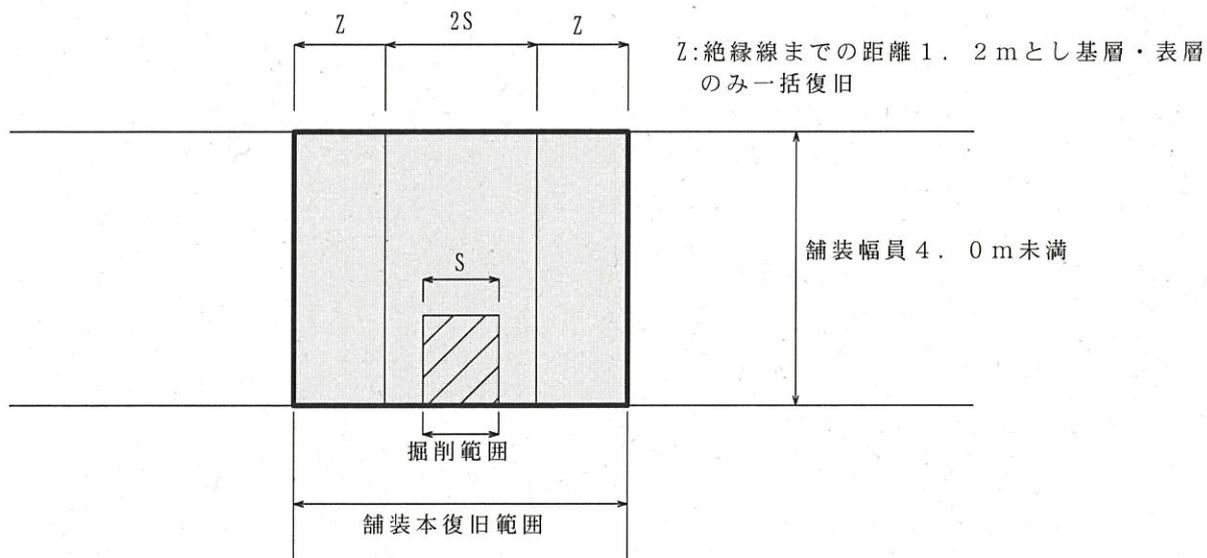
(2) 高級、中級舗装で工事竣工後 1 年以上 3 年未満、簡易舗装で 6 か月以上 1 年未満の場合

- ・ 舗装復旧面積 $A = (Z + 3 \times S + Z) \times$ 舗装幅員の全幅または半幅
- ・ (掘削長 + 1.0 × S) が道路中心線を超えない場合は舗装幅員の半幅とする。
- ・ 前の条件に該当しない場合は全幅とする。

(4) 舗装本復旧範囲

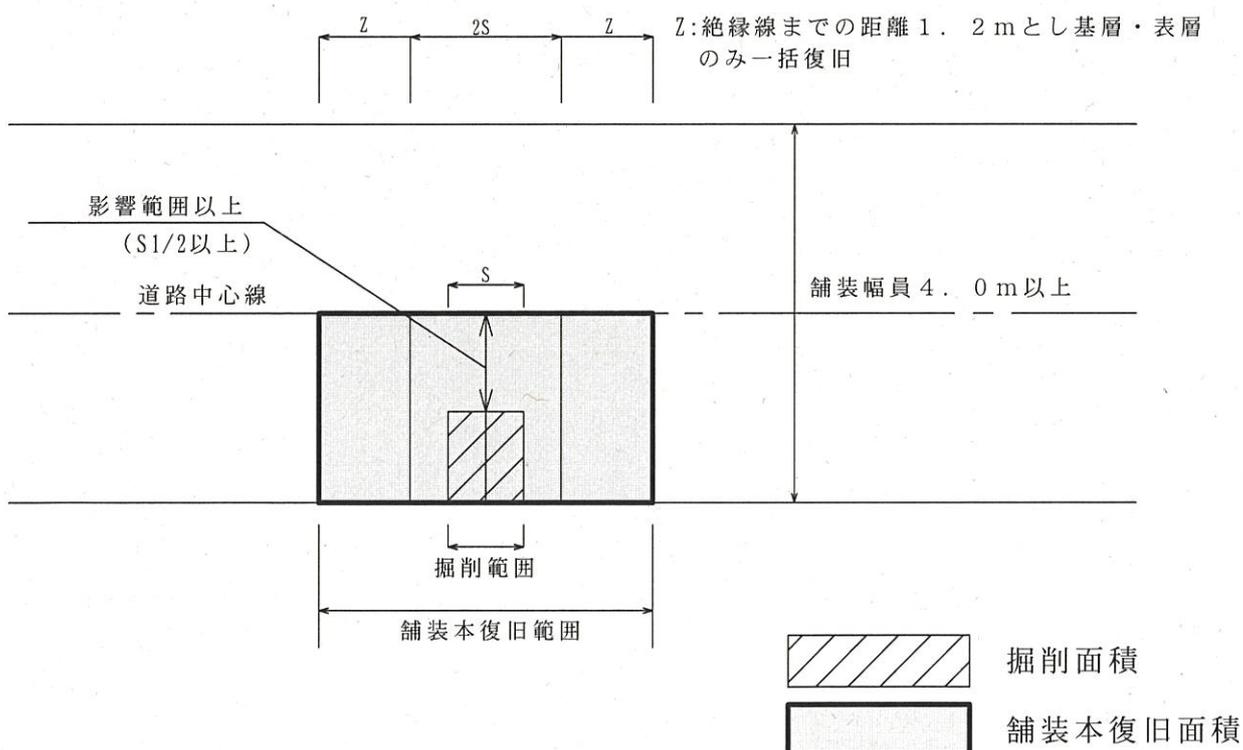
- ・以下に示す基準については、道路に対して横断方向や縦断方向に掘削した場合にかかわらず適用する。
- ・以下に示す舗装幅員とは実際に通行する舗装の範囲とする。
- ・舗装幅員には縁石またはL型側溝、U型側溝は含めない。
- ・本復旧範囲に隣接する既設道路にわだちがある場合は舗装修理材で補修すること。

① 舗装幅員 4.0 m未満 全幅復旧

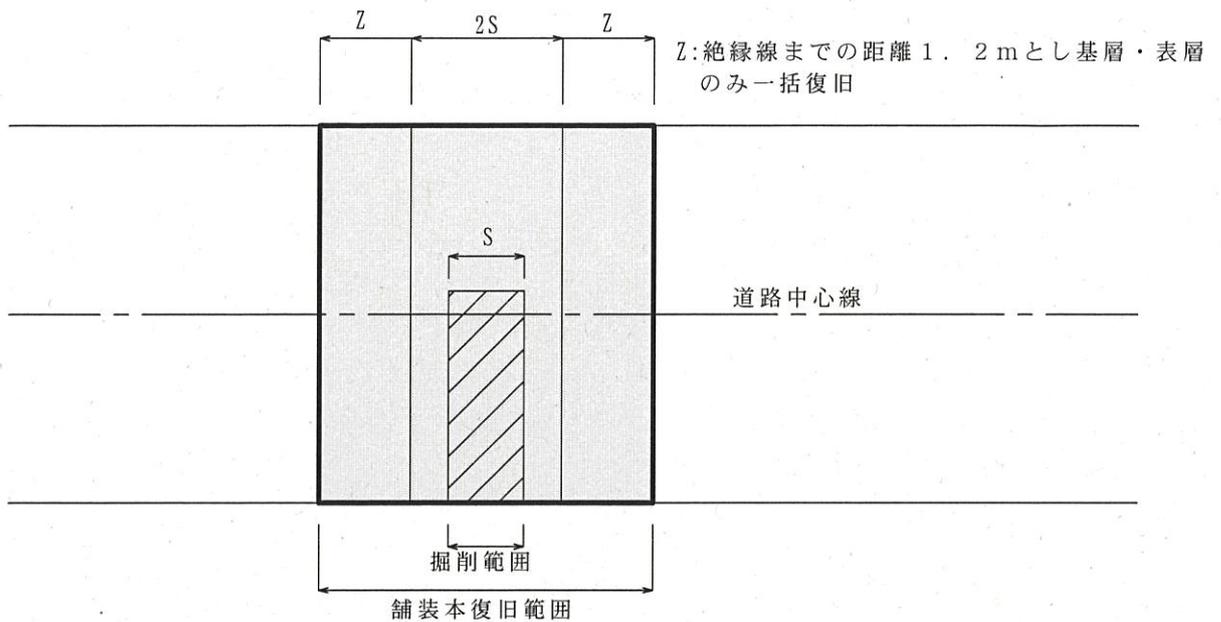


② 舗装幅員 4.0 m以上

- ・舗装復旧範囲+影響範囲が道路中心線を超えない 半幅復旧

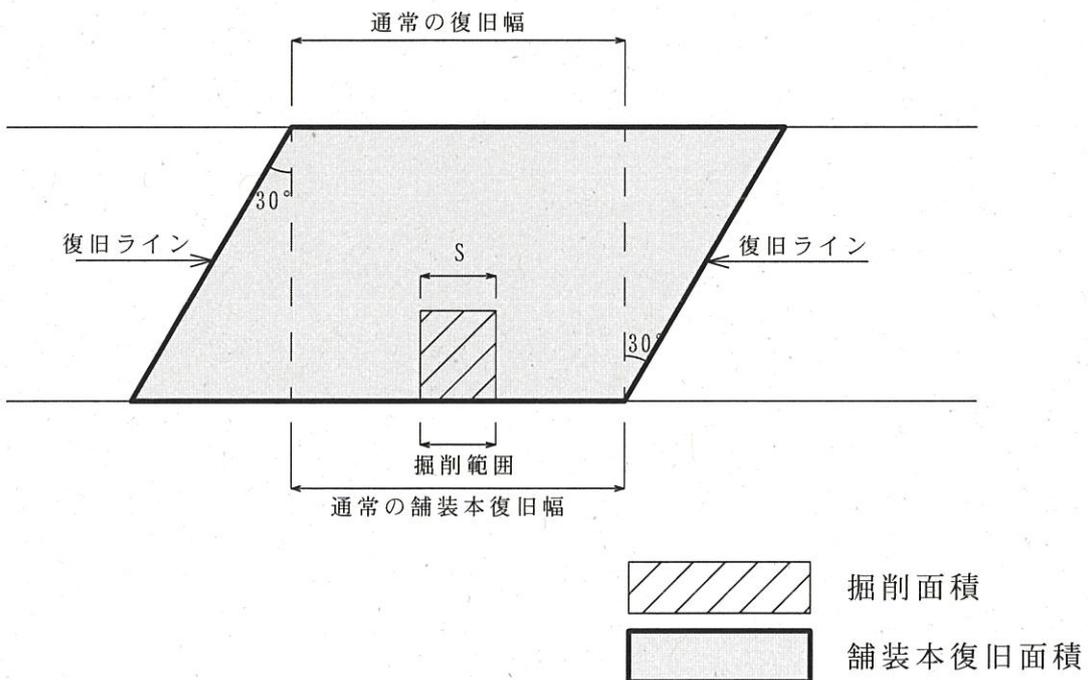


- ・ 舗装復旧範囲 + 影響範囲が道路中心線を超える 全幅復旧



③斜め復旧

- ・ 都市計画道路、幹線道路、バスが通行する道路及び交通量が多い道路に適用

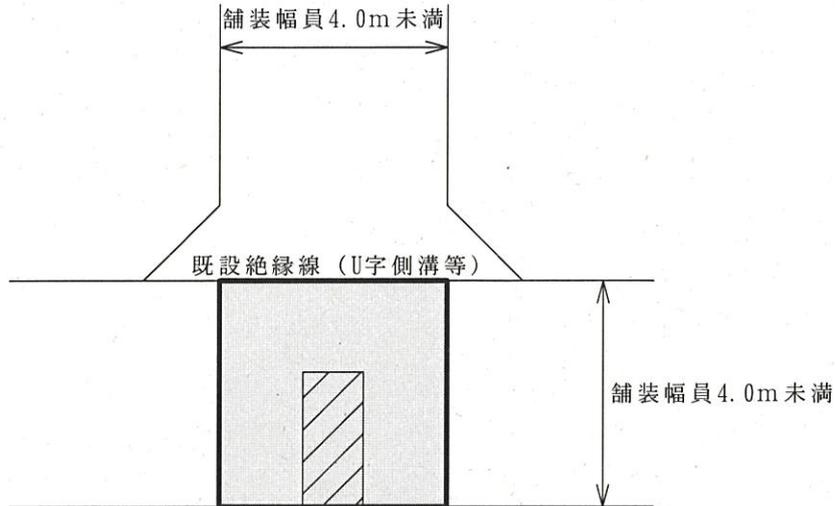


その他の舗装

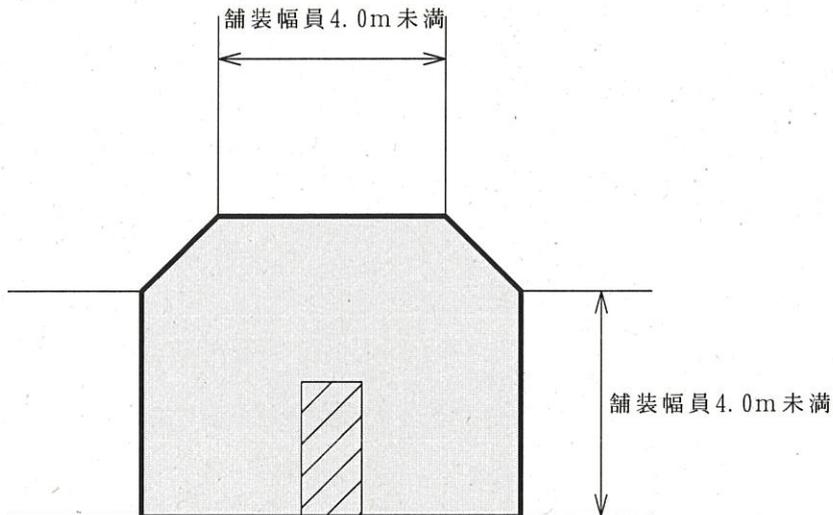
- ① コンクリート舗装及びタイル舗装（コンクリート目地）については、幅員にかかわらず伸縮目地から次の伸縮目地までの範囲とする。
- ② 歩道については、幅員にかかわらず全幅復旧とする。

④交差点内復旧範囲について

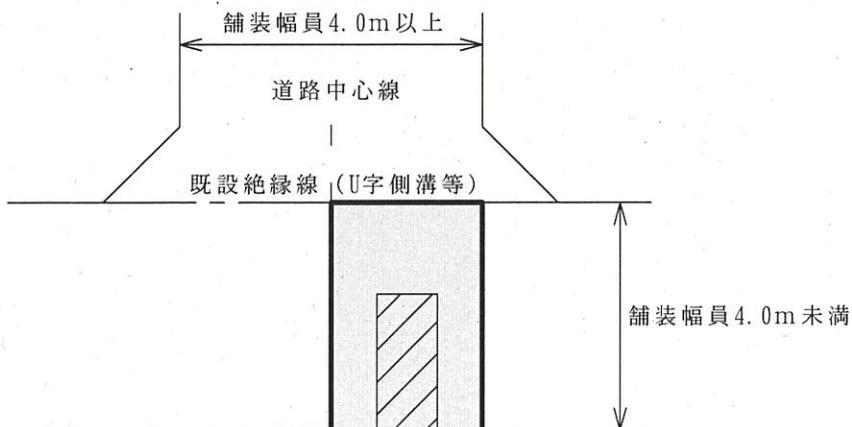
- ・舗装幅員4.0m未満の道路と舗装幅員4.0m未満の道路のT字路
(U型側溝などの既設絶縁線あり)



- ・舗装幅員4.0m未満の道路と舗装幅員4.0m未満の道路のT字路
(既設絶縁線なし)



- ・舗装幅員4.0m未満の道路と舗装幅員4.0m以上の道路のT字路
(U型側溝などの既設絶縁線あり)

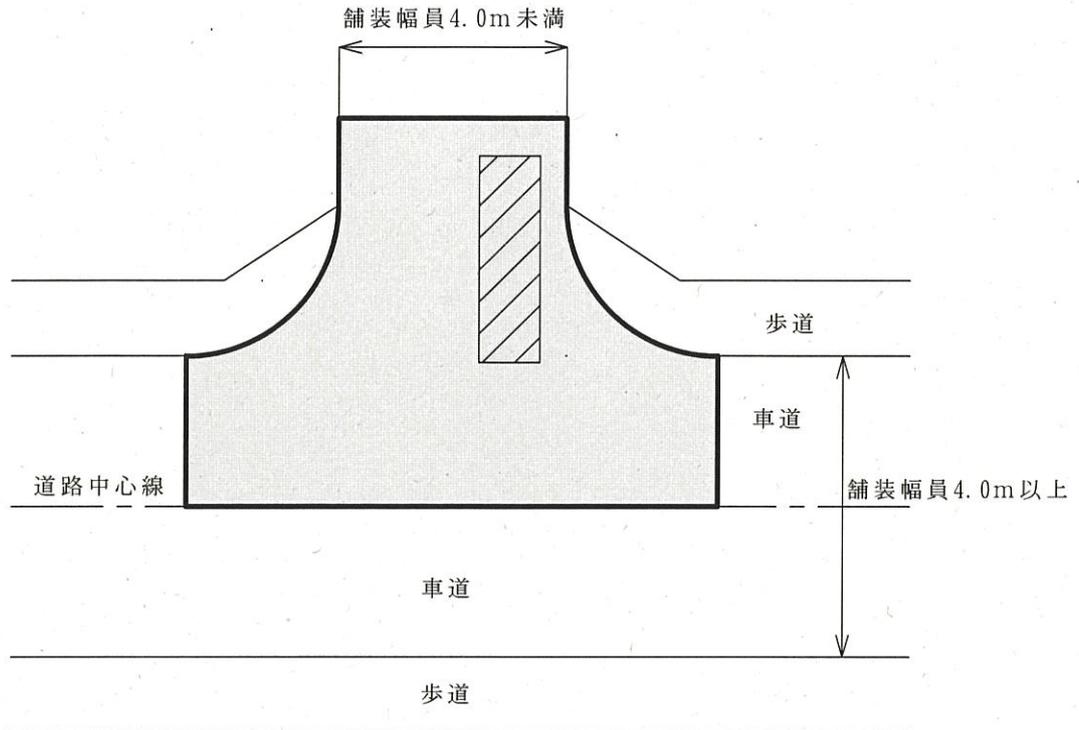


掘削面積

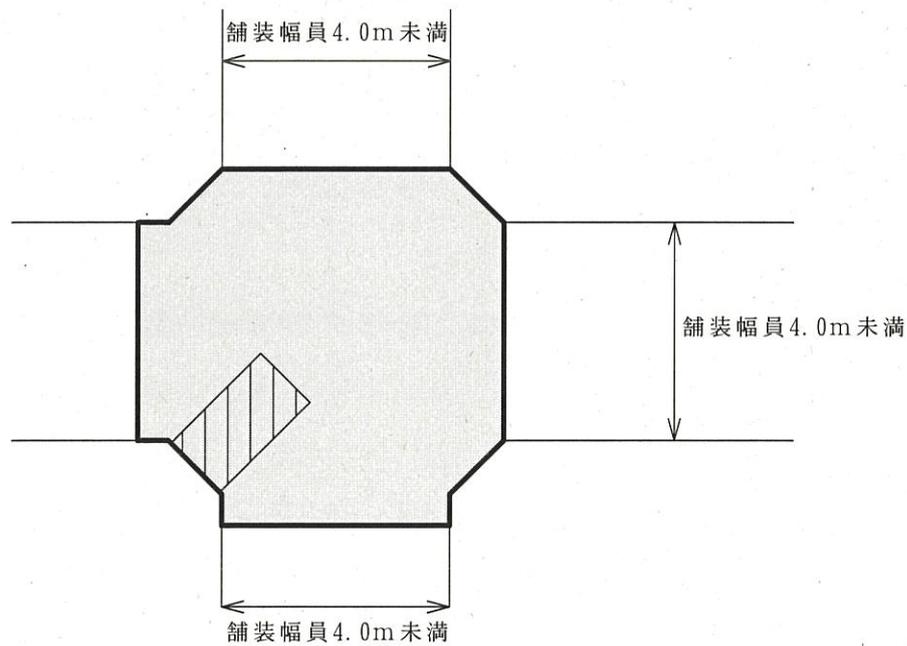


舗装本復旧面積

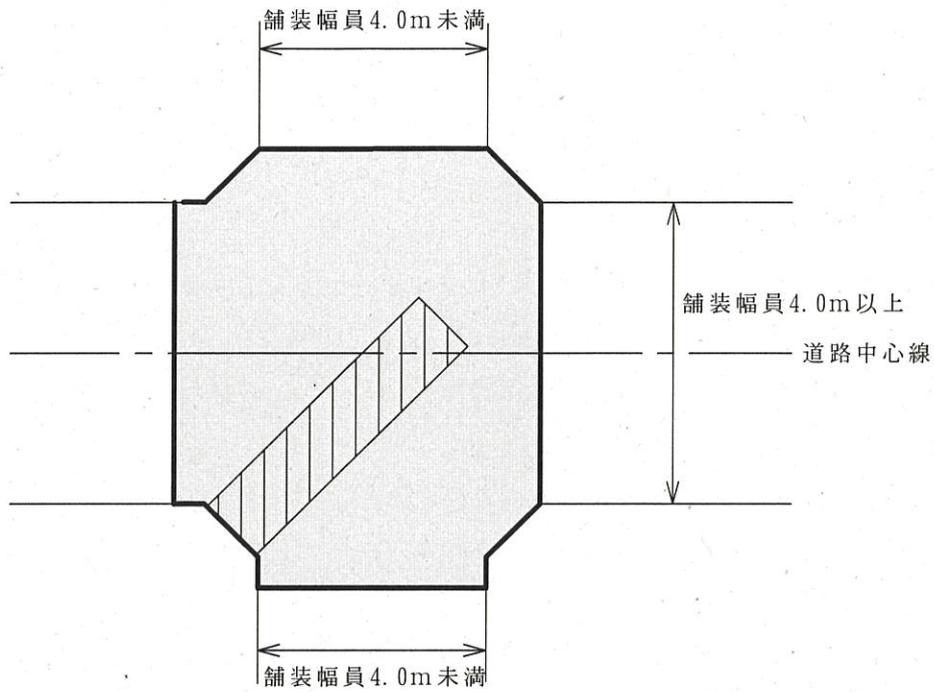
- ・ 舗装幅員4.0m以上の道路と舗装幅員4.0m未満の道路のT字路
(舗装幅員4.0m以上の道路で舗装復旧範囲が中心線から出ていない)



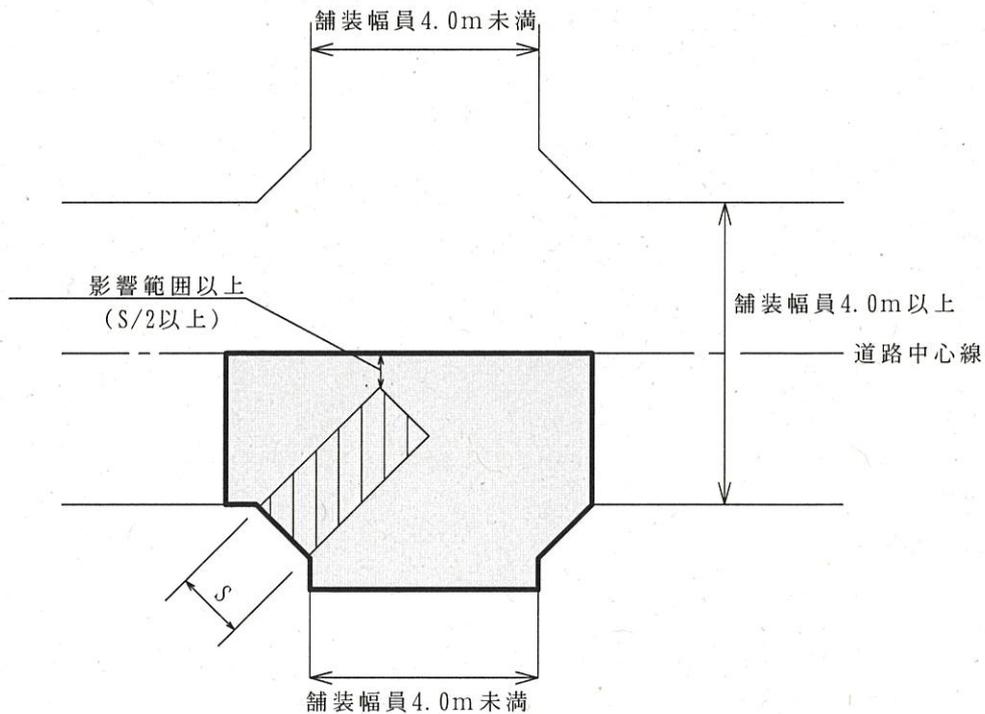
- ・ 舗装幅員4.0m未満の道路と舗装幅員4.0m未満の道路の交差点
(既設絶縁線なし)



- ・ 舗装幅員4.0m未満の道路と舗装幅員4.0m以上の道路の交差点
(舗装復旧範囲が中心線を越えている)



- ・ 舗装幅員4.0m未満の道路と舗装幅員4.0m以上の道路の交差点
(舗装復旧範囲が中心線を越えていない)

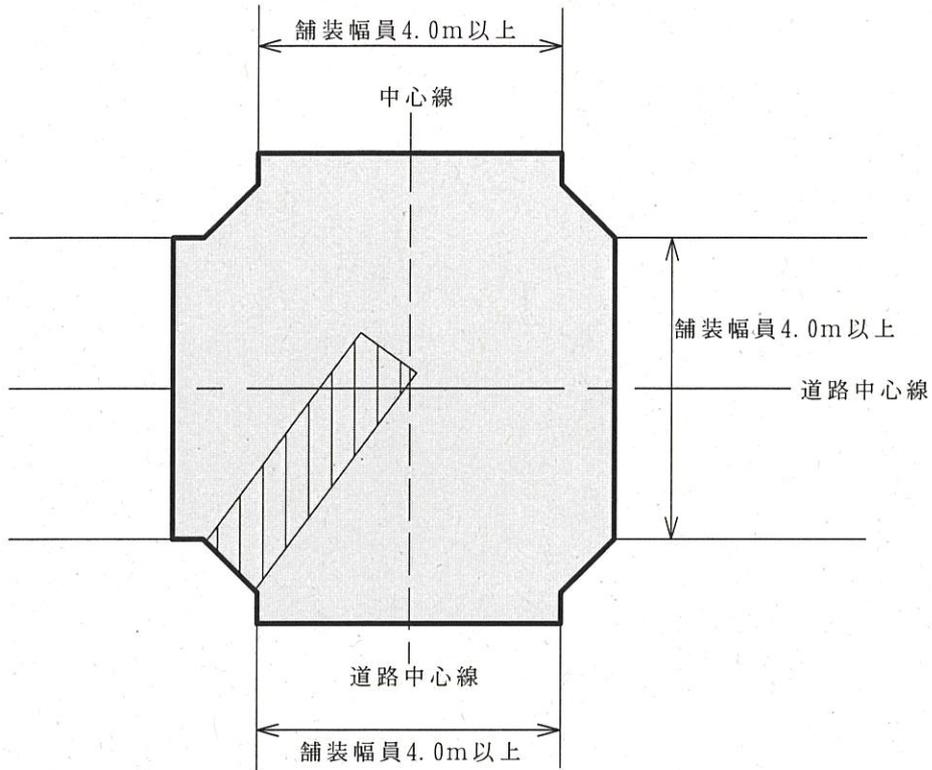


掘削面積

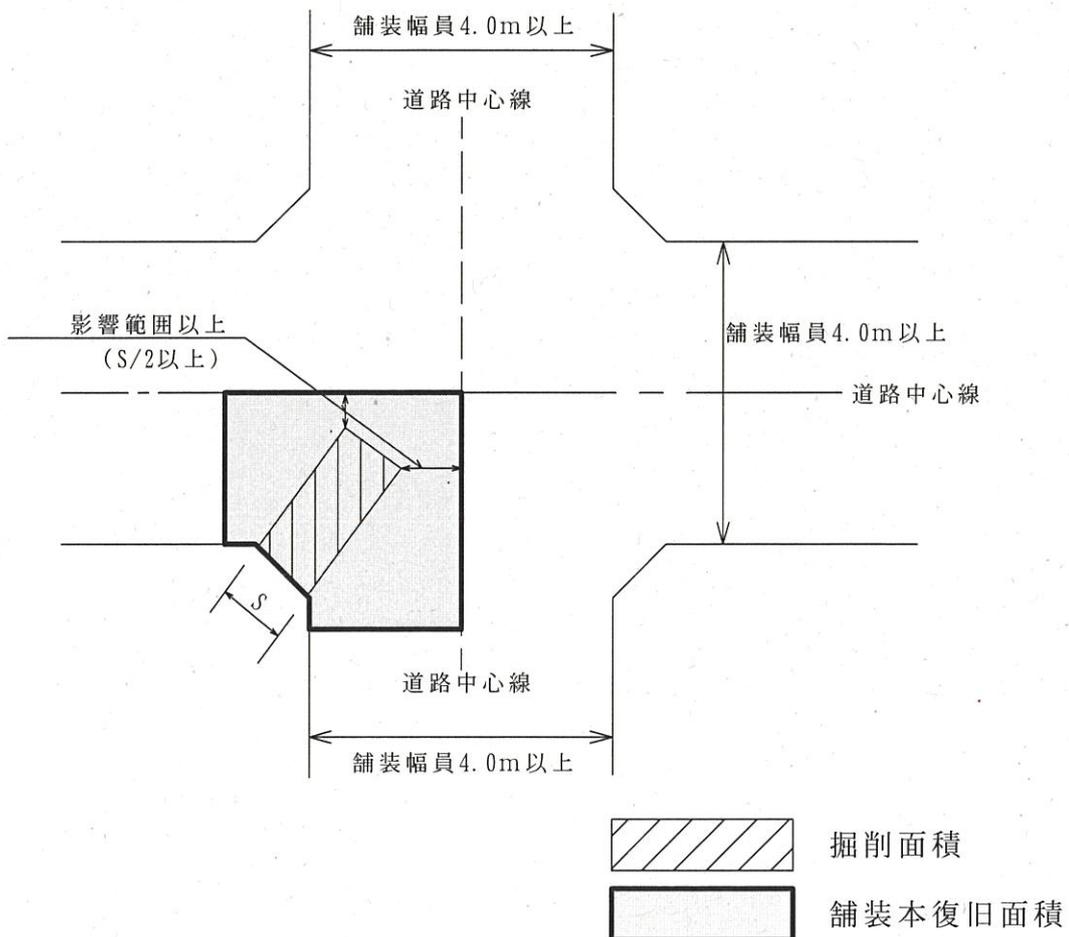


舗装本復旧面積

- ・ 舗装幅員4.0m以上の道路と舗装幅員4.0m以上の道路の交差点
(舗装復旧範囲が中心線を超えている)

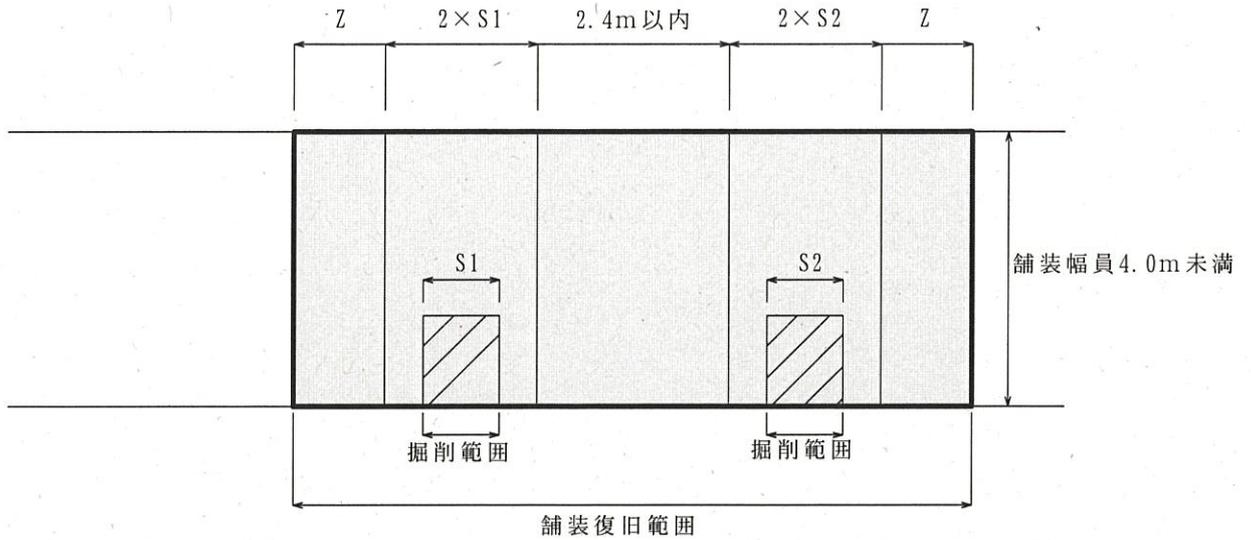


- ・ 舗装幅員4.0m以上の道路と舗装幅員4.0m以上の道路の交差点
(舗装復旧範囲が中心線を超えていない)



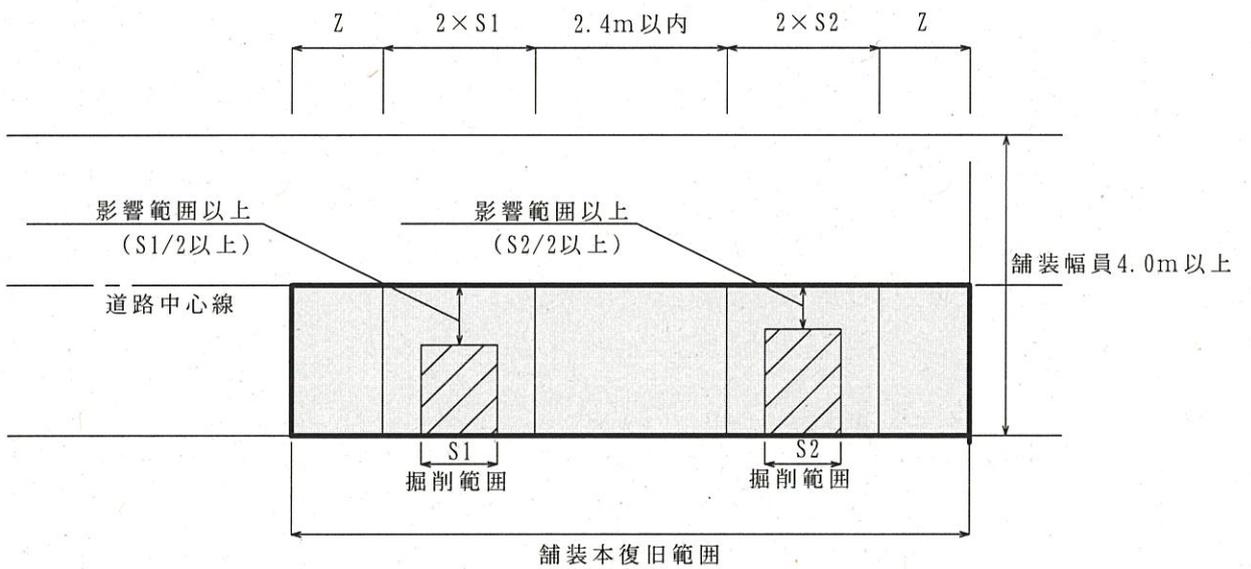
競合工事の復旧範囲について

- ・ 舗装幅員4.0m未満の道路の競合工事

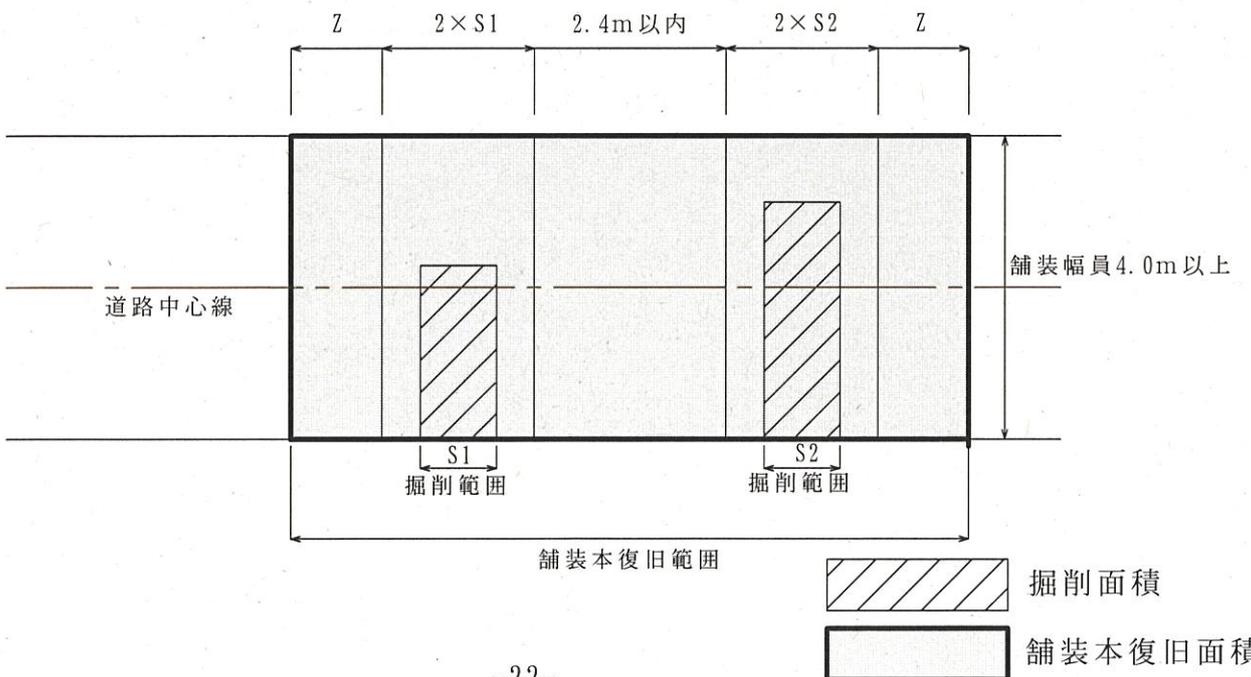


- ・ 舗装幅員4.0m以上の道路の競合工事
(舗装復旧範囲が中心線を越えていない)

Z: 絶縁線までの距離1.2mとし基層・表層のみ一括復旧



- (舗装復旧範囲が中心線を越えている)



別紙

舗装構成図

道路舗装構成区分図（大和市公開型地図情報サービス）参照